

もっと身近に

男女共同参画

☎協働まちづくり課

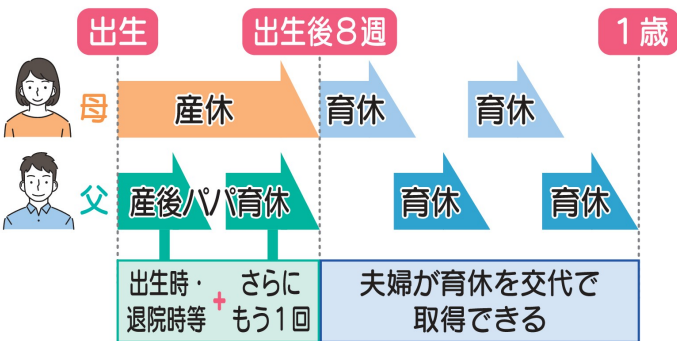
外国人活躍・共生社会推進室

TEL44-3138

10月1日から「産後パパ育休」がスタート

育児・介護休業法が昨年6月に改正され、今月から男性の育児休業(育児)取得を促進する新たな制度「産後パパ育休(出生時育児休業)」が始まったほか、1歳までの育休も、夫婦ともに2回に分割して取得可能になりました。男性が出産後の女性をサポートしやすくなったほか、夫婦が交代で育休を取得できるようになるなど、家庭の事情や生活に合わせて育休を取得できるようになっていきました。

【育休取得の例】



「産後パパ育休」ってどんな制度?

「産後パパ育休」とは、子どもの出生後8週間以内で2回、合計4週間まで育休を取得できる制度です。取得するためには、原則として休業の2週間前までに会社への申し出が必要です。

夫婦で協力して育児をしよう!

女性は妊娠中や出産後、生活環境が大きく変化するため体調を崩しやすくなります。特に、出産後は育児による疲労やホルモンバランスの変化などから精神的に不安定になりやすく、心身の不調を引き起こすこともあります。このような状態が続くと「産後うつ」を発症する可能性も…。「産後うつ」のピークは、産後2週間から1か月といわれています。出産直後から男性が育休を取得し、慣れない育児を夫婦で協力して行うことで、「産後うつ」の防止にもつながります。

育児は、女性だけが担うものではありません。夫婦や家族で協力することが大切です。そして、育休取得には職場の上司や周りの方の理解と協力、取得しやすい雰囲気づくりが必要です。みんなで子育て世代を応援する環境を作っていくようにしましょう。

厚生労働省のホームページでは、男性の育休について詳しく知ることができます。

